

F A X 送 信 票

令和4年4月6日

F A X [REDACTED]

弁護士 山岸 純 先生

東京都千代田区麴町 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

TEL [REDACTED]

FAX [REDACTED]

弁護士 阿 部 克 臣 [REDACTED]

[REDACTED]

拝啓、貴職には益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、次の書類をご送付申し上げますので、ご査収下さるようお願い申し上げます。なお、読みにくい箇所がございましたらご連絡ください。

敬 具

送付枚数(但、この送付票を含む)

A4 3枚 B4 枚 B5 枚 A3 枚

送付書類 (件名 豊洲町会の件)

1. ご連絡

1通

弁護士 山岸 純 先生

(FAX : [REDACTED])

令和4年4月6日

〒 [REDACTED]
東京都千代田区平河町 [REDACTED]
[REDACTED]
フリーズ法律事務所
渡辺哲三, 桑原久夫 代理人 [REDACTED]
弁護士 藤井裕子 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

〒 [REDACTED]
東京都千代田区麹町 [REDACTED]
[REDACTED]
リンク総合法律事務所
渡辺哲三 桑原久夫 代理人藤井裕子 復代理人
弁護士 阿部克臣 (連絡担当) [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

ご 連 絡

冠省

令和4年4月4日付け貴職のFAX内容に関し、以下のとおりご連絡します。

町会・自治会の会計監査には、会費を支出する会員に対して会計監査報告をする権利義務があります。

適式で適正な会計監査報告は、補助金等受領のためにも必要不可欠です。

平成31年4月1日～令和2年3月31日の会計監査は、佐伯会長が総勘定元帳、現金出納帳等、会計監査に必要不可欠な書類の開示をしなかったため、監査未了です。

豊洲町会では、会計監査である渡辺哲三及び桑原久夫による令和2年4月1日～令和3年3月31日の会計監査が適正になされていません。

渡辺哲三及び桑原久夫は会計監査の職務として、定期総会の報告義務があることを重ねて申し上げます。

また、貴職は、渡辺哲三が豊洲町会会員ではないと主張しますが、渡辺哲三は、商店街ブロック会員として、長年にわたり、三栄堂(注:パティスリーSAKURA)渡辺哲三として豊洲町会の会員です。会員として、何期にも亘り、会計監査として立候補し当選して、職務も務めてきました。

渡辺哲三への会費の請求書も、間違った商号で、法人住所や個人住所とは異なる場所に届けられた上、先日会費納入がなされて経理双方で確認までされていたのに、貴職に会費を支払っていないと言われたあげく、今度は、豊洲町会

の会員ではないと言うとは、侮辱するにもほどがあります。嚴重に抗議いたします。

現在の豊洲町会の会員名簿の管理はどうなっているのでしょうか。

もともと、商店街ブロック会員のうち商店を営んでいる会員は、商店の名前を冠して、豊洲町会に加入している人も多くいらっしゃいます。豊洲町会がお金がなかった先代たちの時代に、商店を営んでいる人は、豊洲町会のために個人の町会員よりも2倍の会費を負担することが決められていました。商店で豊洲町会に加入する人は（中には商店としての経営を辞めた人も含め）、昨年度まで2倍の会費を納め、経済的にも業務的にも豊洲町会に貢献をしてきたわけです。

渡辺哲三が豊洲町会の会員ではないとすると、前会長の千葉屋商店 小安勤氏、深川一番亭 市村忠英氏などを含めて、従前から商店で豊洲町会に入っている商店街ブロック会員は、同様に、豊洲町会会員ではないということなのでしょうか。

豊洲町会における会費の支払いの歴史的経緯なども含めると、従前から商店で入っている会員を、佐伯会長や貴職が、今さら、豊洲町会会員ではないと言い出すこと自体、理解不能です。

なお、株式会社トヨスピア（旧商号株式会社豊洲デパート）は、従前から法人特別会員にすぎません（同社は、取締役会の決定で、豊洲町会が適正に戻るまで法人特別会費を留保すると聞いております。）

株式会社トヨスピアが法人特別会員であることを把握していないことからすると、現在の豊洲町会では、法人特別会員名簿も適切に管理されず、総会の議決権の有無が異なる会員の種別すら判別できていないことが推測されます。この点は、裁判においても釈明を求める予定です。

草々